建設リサイクル法

平成14年5月30日から分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

一定規模以上の工事（対象建設工事）[※1]については、特定建設資材廃棄物[※2]を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。（義務付けは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等に限られます。）
ただし指定建設資材廃棄物[※3]については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとしています。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のご案内

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積 80m²
建築物の新築・増築	延べ床面積 500m²
建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）	工事金額 1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額 500万円

注1）解体工事とは建築物の場合、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版又は橋梁材で建築物の自重若しくは構築荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分を解体することをさします。
注2）建築物の一部を解体、新築、増築する工事については、当該工事に係る部分の延べ床面積の合計が基準に合てはまる場合について対象建設工事となります。また建築物の改築工事は、解体工事＋新築（増築）工事となります。

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は以下の通りです。

①コンクリート　②コンクリート及び鉄から成る建設資材
③木材　④アスファルト・コンクリート

※3 指定建設資材廃棄物は、木材が廃棄物となったもの（建設発生木材）を指します。建設発生木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減（焼却）を行ってもよいこととしています。